社会福祉法人むつみ福祉会評議員及び役員並びに評議員選任・解任委員の報酬等に関す る規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人むつみ福祉会(以下「法人」という。)の評議員及び役員 並びに評議員選任・解任委員の報酬等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

(評議員会及び理事会並びに評議員選任・解任委員会への出席報酬)

第3条 評議員が評議員会及び役員が理事会並びに評議員選任・解任委員会に出席したと きは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(評議員及び理事の報酬)

- 第4条 理事長が、理事会及び評議員会以外の日において、法人業務及び法人が実施する 福祉サービスの事業(以下「事業」という。)の運営のために業務にあたった場合並びに 本部長として法人業務及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬 及び実費弁償費を支払うことができる。
- 2 理事が理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人業務及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 3 評議員が、評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び事業の運営のため の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。 (監事の報酬)

第5条 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表2

(出張旅費)

- 第6条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費を支給するこができる。
- 2 業務を遂行するに当たり必要な経費は、原則としては実費を支給する。
- 3 旅費等は、原則として出張終了後支払うものとするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第7条 事業の職員を兼務する役員等は、この規程は適用しない。

により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(改正)

第8条 この規程を改正する必要が生じた場合には、理事会及び評議員会の議決を経なければならない。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

附則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附則

- この規程は、平成 14 年 7 月 1 日から施行する。 附 則
- この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。 附 則
- この規程は、平成 15 年 11 月 16 日から施行する。 附 則
- この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。 附 則
- この規程は、平成 16 年 10 月 16 日から施行する。 附 則
- この規程は、平成 17 年 4 月 16 日から施行する。 附 則
- この規程は、平成 18 年 6 月 2 日から施行する。 附 則
- この規程は、平成 19 年 2 月 16 日から施行する。 附 則
- この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。 附 則
- この規程は、平成 19 年 4 月 16 日から施行する。 附 則
- この規程は、平成 19 年 5 月 25 日から施行する。 附 則
- この規程は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第3条中かっこ書き及び第4条第1項中かっこ書きについては、平成20年1月25日に遡って適用する。

附則

- この規程は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。 附 則
- この規程は、平成 20 年 10 月 16 日から施行する。 附 則
- この規程は、平成 21 年 4 月 16 日から施行する。 附 則
- この規程は、平成 22 年 4 月 16 日から施行する。 附 則
- この規程は、平成23年4月16日から施行する。 附 則
- この規程は、平成24年4月16日から施行する。

附則

- この規程は、平成 24 年 5 月 28 日から施行する。 附 則
- この規程は、平成 24 年 7 月 16 日から施行する。 附 則
- この規程は、平成29年4月1日から施行する。 附 則
- この規程は、平成29年6月15日から施行する。

(別紙)

別表1(第4条関係)

報酬の額	その他支給分
5,000円	実費弁償費
5,000円	実費弁償費
酬 5,000円	実費弁償費
	5,000円

※① 報酬等は、開催日に通貨をもって本人に支払うものとする。

別表2 (第4条及び第5条関係)

名 称	報酬の額	その他支給分
理事長・本部長業務	4時間以下 12,500	7円 実費弁償費
報酬等	4時間超 25,000	0円
理事及び評議員業務報酬等	10,000	7円 実費弁償費
監事監査指導報酬等	10,000	7円 実費弁償費

- ※① 報酬等は、原則毎月25日に通貨で支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができるものとする。
 - ② 監事監査指導報酬等は、当日に通貨をもって本人に支払うものとする。

別表3 (第6条関係)

名 称	報酬	その他支給分	
報酬及び旅費等	10,000円	実費弁償費	

- ※ 実費弁償費は、次の①~③のうち合理的な方法により算出する。
 - ① 最寄りの公共交通機関から法人施設までの運賃等

- ② 自宅等から法人施設までの距離について1 k m20 円で算出した車両費用
- ③ 職員旅費規程により算出した旅費
- ④ 別表1. 2の報酬等の支払に準じて支払うものとする。